

企画競争説明書

業務名称：大洋州地域（フィジー、トンガ）強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト

調達管理番号：22a00937

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：大洋州地域（フィジー、トンガ）強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年5月 ～ 2028年5月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年5月 ～ 2025年5月

第2期：2025年5月 ～ 2028年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期：2023年5月～2025年5月】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

【第2期：2025年5月～2028年5月】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Ogaito.Ayumi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 新型コロナウイルス感染症対策協力推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月 8日 12時
3	質問への回答	2023年3月13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年3月17日 12時
6	プレゼンテーション	2023年3月23日10時～12時
7	評価結果の通知日	2023年3月31日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「大洋州地域強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00899）の受注者（株式会社日本開発サービス）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.(3) 参照
- 2) 提出先：上記4.(1) 選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式) に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
 - ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
 - ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「大洋州地域（フィジー、トンガ）強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延の影響で、大洋州島嶼国は恒久的に不足している医療人材に起因する課題に加えて、交通・通信インフラの脆弱さや限られた医療資源などに起因する課題にも直面した。水際対策強化に多くの人材と資源を投入して市中感染予防をする一方で、母子や非感染性疾患（NCDs）患者への必須保健サービスの提供が手薄になることが課題となった。将来の健康危機発生時のリスクを軽減するためにも、平時からの保健サービスの質の向上をすることが重要である。特に肥満やNCDsがある場合にはCOVID-19の重症化リスクが高いことが示されているものの、重症化した場合に対応できる高次医療施設は大洋州諸国においては限定的である。将来の健康危機発生時のリスクを軽減するためにも、必須保健サービスを途切れなく提供できる強靱な保健システムの構築が求められている。かかる状況下、フィジー、トンガ、ミクロネシア、キリバスの4か国は健康危機時にも対応できる強靱な保健システムの構築のため、我が国に「大洋州地域 強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を要請してきた。

2021年7月に開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）の首脳宣言において、我が国は「新型コロナウイルス感染症への対応と回復」を重点分野の1つとして掲げており、COVID-19の影響を踏まえた保健医療体制強化及び経済回復に資する支援を行う旨、表明している。また、JICAの課題別事業戦略「保健医療」では、COVID-19等の公衆衛生上の危機への対応を強靱化し、人々の基礎的生活の基盤となる健康を守る体制作りを推進しており、本プロジェクトはこれら方針に合致する。

本プロジェクトは、将来の健康危機発生時にも必須保健サービスを滞りなく必要な人々に届けられるよう、健康危機時及び平時のサービス提供能力の強化を通じて、強靱な保健システムの構築を目指す。その過程で得られた知見や教訓を各国が国内外で共有することにより、保健医療システムのBuild Back Betterを推進するもので

ある。

本プロジェクトの対象国は要請書が接到した4か国（フィジー、トンガ、ミクロネシア、キリバス）であり（うちフィジー、トンガの2か国で実施するプロジェクトを「本業務」という）、間接的受益国は10か国（マーシャル、ナウル、パプアニューギニア、ソロモン、ツバル、バヌアツ、サモア、クック、ニウエ、パラオ）である。なお、ミクロネシア、キリバスの2か国に係る事業については、相手国政府とのR/D署名後に別途公示・契約予定である。

第3条 プロジェクトの概要

プロジェクト名、上位目標はフィジー及びトンガで共通であるものの、プロジェクト目標以下はフィジー、トンガで若干異なるため併記する。

- (1) プロジェクト名：大洋州地域強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト
- (2) 上位目標：対象4か国それぞれにおいて健康危機に対応できるよう保健システムが強化される。

【フィジー】

- (3) プロジェクト目標：

健康危機時における母子保健の必須保健サービス継続のための能力が強化される。

- (4) 成果及び活動：

成果1：健康危機時における母子保健の必須保健サービス提供が組み込まれている政策や指針等が整備される。

- 1-1. COVID-19の影響を軽減する対策を含め、母子保健及び関連する保健サービスに関する状況分析を行う。
- 1-2. 状況分析結果を関係者間で共有し、健康危機時に提供すべき保健サービス提供について認識を共有する。
- 1-3. 健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関する指針等の見直しを行う（関連サービスとの統合、ワンストップサービス、デジタル化等含む）。
- 1-4. 成果2及び3の結果を含め、健康危機時における母子保健サービス提供に関連する標準作業手順を見直し、改訂する。
- 1-5. 成果2及び3の結果を、モニタリング・評価方法も含め、政策や指針に反映するための提言をまとめる。

成果2：健康危機時でも継続的に母子保健の必須保健サービスが提供できるよう人材能力開発が強化される。

- 2-1. 母子保健サービス提供者の人材育成課程の情報を収集し、分析する。
- 2-2. 既存の人材育成教材へのアクセス向上の手段（デジタル技術の活用を含む）を検討し、合意する。
- 2-3. 健康危機時に必要な知識やデジタル技術活用を含むよう人材育成モジュールを改訂する。
- 2-4. 遠隔研修を企画・実施・評価できる人材を育成する。

- 2-5. 遠隔教育パイロット地域を選定し、遠隔研修を実施する。
 - 2-6. 定期的な遠隔研修の研修実施と内容見直しができるよう、人材育成コースのモニタリング・評価制度を更新する。
 - 2-7. 好事例や教訓を取りまとめ、国内で共有する（優良事例、ケーススタディ、教訓などを含む）。
- 成果3： デジタル技術パイロット地域において、必須保健サービス提供のためにデジタル技術を活用する能力が強化される。
- 3-1. 健康危機時における母子保健サービス提供を継続するために、最も必要とされているデジタル技術を特定するために調査を実施する。
 - 3-2. デジタル技術の導入実証ができるパイロット地域を選定する（導入が最も効果的な地域を選定するための事前調査を含む）。
 - 3-3. 必要となるデジタルアプリケーションや機材のスペックを作成する。
 - 3-4. 機材やアプリケーションの導入・インストールをする。
 - 3-5. パイロット地域でデジタル技術導入のための研修を実施する。
 - 3-6. デジタル技術を活用した母子保健サービスを提供する。
 - 3-7. サービス提供の試行活動の分析・評価を行い、必要な改訂を行う。
 - 3-8. 事業強化のためのデータ活用や試行活動の拡大を含め、母子保健サービス提供強化のために、試行により入手できた情報を活用して提言を取りまとめる。
 - 3-9. 提言、優先度及び更なる調査を基に、試行したデジタル技術を必要に応じて他地域に展開する。
- 成果4： 健康危機時における母子保健等必須保健サービスの継続提供に関する経験や実践状況を共有するための大洋州諸国のネットワークが強化される。
- 4-1. WHO¹やSPC²など、地域連携プラットフォームを持つ機関が有する既存の協力体制に参画する。
 - 4-2. 参加国間で経験や活動結果を共有する。
 - 4-3. 大洋州諸国の政府や国際機関と協力し、地域で関心の高い分野での共修を促進するためのワークショップや研修を実施する。
 - 4-4. ワークショップや域内研修を基に、必要な行動を起こす。

【トンガ】

（3）プロジェクト目標

健康危機時におけるNCDs対策（予防とコントロール）の必須保健サービス継続のための能力が強化される。

（4）成果及び活動：

成果1： 健康危機時におけるNCDs対策の必須保健サービス提供が組み込まれている政策や指針等が整備される。

- 1-1. NCDsの予防とコントロールのための保健サービス、特にNCDsのコミュニティ・エンパワーメントと自己管理を含むアウトリーチサービスと在宅ケア及びCOVID-19の影響を軽減する対策に関する状況分析を行う。

¹ World Health Organization（世界保健機関）

² The Pacific Community（太平洋共同体事務局）

- 1-2. 状況分析結果を関係者間で共有し、健康危機時に提供すべき保健サービス提供について認識を共有する。
 - 1-3. 健康危機時のNCDs対策の必須保健サービス提供のための指針等の見直しを行う。
 - 1-4. 成果2及び3の結果を含め、健康危機時におけるNCDs対策サービス提供（特にアウトリーチサービスと在宅ケア）に関連する標準作業手順を見直し、改訂する。
 - 1-5. 成果2及び3の結果を、モニタリング・評価方法も含め、政策や指針に反映するための提言をまとめる。
- 成果2：健康危機時でも継続的にNCDs対策の必須保健サービスが提供できる人材能力開発が強化される。
- 2-1. NCDs対策サービス提供者の人材育成課程の状況分析を行う。
 - 2-2. 既存の人材育成教材へのアクセス向上の手段（デジタル技術の活用を含む）を検討し、合意する。
 - 2-3. 健康危機時に必要な知識やデジタル技術活用を含むよう人材育成モジュールを改訂する。
 - 2-4. 遠隔研修を企画・実施・評価できる人材を育成する。
 - 2-5. 遠隔教育パイロット地域を選定し、遠隔研修を実施する。
 - 2-6. 定期的な遠隔研修の研修実施と内容見直しができるよう、人材育成コースのモニタリング・評価制度を更新する。
 - 2-7. 好事例や教訓を取りまとめ、国内で共有する（優良事例、ケーススタディ、教訓などを含む）。
- 成果3：デジタル技術パイロット地域において、NCDs対策の必須保健サービス提供のためにデジタル技術を活用した能力が強化される。
- 3-1. 健康危機時におけるNCDs対策（特にアウトリーチサービスや在宅ケア）を継続するために、最も必要とされているデジタル技術を特定するために調査を実施する。
 - 3-2. デジタル技術の導入実証ができるパイロット地域を選定する（導入が最も効果的で持続可能な地域を選定するための事前調査を含む）。
 - 3-3. 必要となるデジタルアプリケーションや機材のスペックを作成する。
 - 3-4. 機材やアプリケーションの導入・インストールをする。
 - 3-5. パイロット地域でデジタル技術導入のための研修を実施する。
 - 3-6. デジタル技術を活用したNCDs対策のアウトリーチサービスや在宅ケアを提供する。
 - 3-7. サービス提供の試行活動の分析・評価を行い、必要な改訂を行う。
 - 3-8. 事業強化のためのデータ活用や試行活動の拡大を含め、NCDs対策サービス提供強化のために、試行により入手できた情報を活用して提言を取りまとめる。
 - 3-9. 提言、優先度及び更なる調査を基に、試行したデジタル技術を必要に応じて他地域に展開する。
- 成果4：健康危機時におけるNCDs対策等、必須保健サービスの継続提供に関する経験や実践状況を共有するための大洋州諸国のネットワークが強化される。
- 4-1. WHOやSPCなど、地域連携プラットフォームを持つ機関が有する既存の協力体制に参画する。

- 4-2. 参加国間で経験や活動結果を共有する。
 - 4-3. 大洋州諸国の政府や国際機関と協力し、地域で関心の高い分野での共修を促進するためのワークショップや研修を実施する。
 - 4-4. ワークショップや域内研修を基に、必要な行動を起こす。
- (5) 対象地域：フィジー全土、トンガ全土
- (6) 関係省庁・実施機関
- フィジー：保健医療サービス省家族保健局
 - トンガ：保健省公衆衛生局
- (7) 協力期間：5年間

第4条 業務の目的

本業務は、主にフィジー及びトンガにおいて、健康危機時の必須保健サービス提供に関連する指針等の整備と人材育成及び経験共有により、健康危機時の必須保健サービス継続に資する保健サービス提供能力の強化を図り、もって健康危機時にも対応可能な強靱な保健システムの強化に寄与するもの。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2022年11月9日にフィジー政府と、2022年12月21日にトンガ政府とそれぞれ署名したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「大洋州地域強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 業務の柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、本業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ業務の方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(2) 業務の実施 (運営) 体制

本企画競争説明書における業務範囲はフィジー及びトンガの2か国での業務実施にかかるものである。

フィジーでは保健医療サービス省家族保健局、トンガでは保健省公衆衛生局をC/P

として、省内の関係各局のメンバーと合同調整委員会（JCC：Joint Coordinating Committee）を構成し、意思決定を行っていくことを先方と合意している。本業務の対象地域がフィジー及びトンガ全国となっているため、現地の専門性を有するローカルスタッフを積極的に活用した効率的かつ効果的なプロジェクト運営が求められる。

また、本プロジェクトは強靱な保健システム構築のための連携強化を目指すものであり、4か国は共通の上位目標を掲げる。大洋州島嶼国への裨益を考慮した、統一感のある業務の実施と相乗効果の創出のため、今後公示予定のミクロネシア及びキリバスの業務を受注するコンサルタントとの連携が求められる。具体的には成果4で実施予定の域内研修やワークショップなどの活動において、事前に内容の調整等を行い、フィジー及びトンガでの活動進捗や好事例の紹介、間接的受益国も含む各国との意見交換や相互学び合いを促進することを想定している。

また、1年次に予定されている本邦研修に関し、4か国合同での実施の可能性も視野に、リソースの効率的かつ有効な共有を含め連携方法を検討する。

（3）間接的受益国との関わり

成果4の経験共有の活動では、本業務実施を行う対象国での経験の共有や、対象国が主催するワークショップや域内研修（年1回程度を想定）に間接的裨益国も参加することで、域内全体の保健システムの強靱化を促進する。ただし本邦研修への参加はプロジェクトを実施する4か国のみとする。

（4）契約期間の分割

業務期間は2023年5月から2028年5月までの60カ月を予定しており、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1期：2023年5月～2025年5月
- ・第2期：2025年5月～2028年5月

（5）COVID-19を含む感染症拡大及び自然災害の影響による遠隔での活動実施

COVID-19を含む感染症拡大や自然災害の影響により、現地への渡航制限が再開されることも想定し、遠隔での活動を積極的に検討していくことが期待される。現地渡航が難しい状況下においても、現地リソースの活用やWeb会議の実施により、活動を継続して行うこと。

（6）他援助機関との連携

WHOや太平洋共同体事務局（SPC）は大洋州島嶼国の広域ネットワークプラットフォームを有しているため、情報交換を行い、成果4の実施に向けて連携方法について検討すること。保健人材の育成やデジタル技術の保健サービス提供への活用については、WHO、国連児童基金、国連人口基金といった国連機関、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関、豪州外務貿易省（DFAT）やニュージーランドなどが各国保健省と共同してのプロジェクトを実施している。国連機関はSPCと共同でコロナ禍の

必須保健サービス提供のためのガイドラインを公開しており、実施は各国に任されている。本業務も健康危機時の必須保健サービス提供の強化を目的としているため、最新の情報収集及び連携の可能性を検討していく。

フィジーには上記の多くの機関が大洋州の総括事務所を構えているため、既存の枠組みを活用し、本案件で得た教訓や成果の発信を行うなど、域内全体の方針策定のプロセスへ関与する拠点として活動することが見込まれる。

トンガのNCDs対策では、DFAT、トンガ健康増進財団（Tonga Health）と共同して、WHOのNCDs対策パッケージの実施を含む、保健省発行の国家NCDs戦略2021-2025を作成している。本業務はこの国家戦略の目的とも合致し、特にNCDs予防及びコントロールのための必須保健サービス提供能力強化の点で連携をしていく。

業務開始後に他援助機関の活動の進捗の状況調査を行い、最新の動向を調査し、連携可能性及び重複回避について保健省と共に検討すること。

（7）他の JICA 事業との連携

フィジーで実施中の「生活習慣病対策プロジェクトフェーズ2」³、「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」、「5S-KAIZEN-TQMIによる保健サービスの質の向上プロジェクト」及び2022年12月に終了した「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」のアセットや成果の活用、連携可能性についても検討を行う。特に「生活習慣病対策プロジェクトフェーズ2」では、母子も含めた一次医療施設でのNCDs対策を実施予定である。本業務で実施する母子保健サービス提供強化に関連する活動は、ライフ・コースアプローチの視点からNCDs予防に寄与することが可能である。また、共にプライマリーレベルでのデジタルヘルスを活用した予防的な介入を予定しており、デジタル技術の導入及び人材育成に関連した経験共有など、相乗的な効果を見込んだ連携も考慮に入れた活動を行うこと。

トンガにおいては「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」を実施中である。対象病院における医療設備・資機材の整備を行い、集中治療分野の能力強化を図り、保健システム強化に寄与する案件である。本業務は主に地域でのNCDs対策に主眼を置くものの、スタッフ教育などで病院との連携が必要な場合も想定され、またデジタル技術を保健サービス提供に活用する点でも共通の教訓が得られることが想定されるため、相乗効果が得られるよう情報交換を行うこと。

（8）パイロットサイトの考え方

本業務は最終的にフィジー及びトンガ全土で展開することを想定しているが、遠隔での人材育成やデジタル技術を活用した保健サービス提供に関連した調査を踏まえて、業務の序盤にパイロットサイトを選定し、これらの活動の実施を支援すること。パイロットサイトは成果2と成果3でそれぞれ選定する。成果2は1か所の地方自治体あるいは医療圏、成果3は1次医療施設2施設程度を対象とすることを想定している。調査及びC/Pとの協議を踏まえ、最終的なパイロットサイトの地域場

³ <https://www.jica.go.jp/project/fiji/005/index.html>

所及び数を決定すること。なお、遠隔での人材育成やデジタル技術の活用のためのパイロットサイトの選定には、今後の他地域への普及も見据えて、投入のモニタリングや評価が比較的容易にできる地域で、インターネットのある程度普及している地域を選定することとする。

(9) 政策への提言

フィジーの保健省の上位政策（Strategic Plan2020-2025）⁴では優先課題の1つとして、女性や子どもへの保健サービスの質の向上を位置付けている。また、同省はUHCを達成するための鍵として、デジタルヘルスを含む新しい技術の活用を位置付けている。しかし、子どもの保健に関するガイドラインはあるが、母子保健として統合されたものはない。さらに、国家レベルでICT政策が策定されているが、デジタルヘルスに関してはまだ国により明文化された政策や規制がない。本業務では健康危機時の母子保健サービスの継続した提供及びデジタル技術を活用したサービス提供のための活動を行うため、コンサルタントは保健省や関係機関と密に協議しながら好事例や教訓などを取りまとめ、関連政策への提言のために取り組むこと。

トンガにおいては国家NCDs戦略2021-2025⁵が策定されているものの、NCDの「必須保健サービス」パッケージについては保健省で検討中である。また、本業務ではNCDs対策の中でも特にアウトリーチとホームケアに重点を置いた活動を行う事になるため、コンサルタントはプロジェクトの中で保健省や関係機関と密に協議しながら好事例や教訓などを取りまとめ、NCDの「必須保健サービス」パッケージの策定や関連政策への提言のために取り組むこと。

(10) デジタル技術を活用した人材育成と保健サービス提供

大洋州各国では様々なパートナーがデジタル技術の導入を含む案件を実施している。本業務の成果2では、健康危機時でも必須保健サービスを提供する人材育成を継続して行うための遠隔研修の導入などを含めた人材育成体制の強化を行い、成果3では、母子保健（フィジー）、NCDs対策（トンガ）の必須保健サービスを、デジタル技術を活用して提供するためのパイロット活動を行う。導入するデジタル技術の検討には、国の法規制やデジタルヘルス戦略、政府から現場までの各レベルで使用しているシステムの状況、医療情報の電子化の状況、サービス提供に活用されている既存のデジタル技術の状況とその問題点、利用者のデジタルリテラシー等の精査を行った上で、導入可能な研修教材やアプリケーション、システムを保健省と協議して決定する。

想定しているデジタル技術を活用した研修受講者は、必須保健サービスの提供を担う医療従事者であり、フィジーでは地域の医療施設で母子保健のサービス提供に従事している医療従事者が活用可能なデジタル技術の導入を、トンガでは主に地域の保健センターで実際にアウトリーチやホームケアを提供する医療従事者が活用で

⁴ <https://www.health.gov.fj/wp-content/uploads/2020/05/Strategic-Plan-2020-2025-1.pdf>

⁵ https://www.tongahealth.org/_files/ugd/5ce0eb_c152d65e1f6d431991c65860818c15d1.pdf

きるデジタル技術の導入を検討する⁶。

(11) 根拠ある効果の検証

成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証を含め、可能な限り統計学的手法を用いた検証を行うよう留意する。

(12) 本邦研修の実施

以下の表に示したテーマ及び対象者等にて本邦研修を想定しているが、研修テーマに関しては、案件開始後、カウンターパート機関及び研修受入先と十分に協議し、先方政府のニーズに合致した具体的なテーマ設定を行うこと⁷。なお、研修実施時期にミクロネシア及びキリバスにて同名案件が開始されている場合には、リソースの効率的かつ有効な共有を含め連携方法を検討することとする。

テーマ	対象者	人数	期間	開催時期（予定）
保健サービス提供	フィジー保健医療サービス省家族保健局及びトンガ保健省公衆衛生局のカウンターパート	各国2名	約1週間～10日間	2024年2月

2年目以降4年目まで（計3回）は、国別研修は開催せず、両国2名ずつ、年1回の課題別研修への上乗せで、フィジーは母子保健関連、トンガはNCD関連の研修への参加を想定している。フィジーで想定している研修コースは「公衆衛生活動による母子保健強化」、「エビデンスに基づく公衆衛生計画立案」など。トンガで想定している研修コースは「生活習慣病予防対策」または「離島・へき地における地域保健から学ぶ生活習慣病対策」などである。研修コースは今後変更があることも想定されるため、活動内容に併せ、C/P、JICA事務所、JICA本部と調整の上、参加コースを決定すること。なお、課題別研修上乗せ費用については本契約とは別にJICAが予算確保する。

(13) 現地再委託

本業務では成果2及び成果3でそれぞれ現地再委託によるベースライン、エンドライン調査の実施を想定している。当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイド

⁶ 人材育成と保健サービス提供の方法についてプロポーザルにて提案すること。

⁷ 本邦研修の計画（研修内容案・日程案・カリキュラム案など）についてプロポーザルにて提案すること。

ライン」⁸に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法、調査項目、分析方法等、具体的な提案を行うこと⁹。上記活動のほか、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある¹⁰。

(14) 供与機材

本業務においては機材の調達を行うことは現時点では想定していないが、機材の調達を行うことがプロジェクト目標の達成に必要であると考えられる場合、本業務の枠内で機材の調達を認める場合がある。業務開始段階において、調達が望ましいと考える供与機材がある場合、対象地域の状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、最終的な数量と仕様を確認の上、調達対象機材を決定することとする。実際の機材の調達にあたっては「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」等機材調達に関するガイドラインに沿って実施すること。

(15) 広報

本業務の意義、活動内容とその成果が日本、フィジー及びトンガ国民に正しく理解されるよう、フィジー及びトンガの案件関係者と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICAが運営管理を行うプロジェクトホームページに掲載するためのプロジェクトニュースの作成（四半期に一度を想定）、ODA見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健だより」掲載記事の執筆、Facebookにおける発信等、JICAが実施する広報活動に協力を行うこと。JICAロゴの使用については「JICA CI（ロゴ）運用マニュアル」に従って使用することとし、それに拠りがたい事情がある場合は、JICAに相談すること。

(16) 個人情報保護、適切な情報漏洩防止

本業務では、母子や患者情報など個人情報を扱うため、個人情報保護、適切な情報漏洩防止について十分に留意すること。

(17) ジェンダー主流化

本業務の実施に際しては、関連制度やサービスの中の、ジェンダー・多様性に係る関連政策、開発課題、他機関によるフィジー及びトンガにおけるジェンダー・多

⁸ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>

⁹ 成果2及び成果3のベースライン・エンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹⁰ ベースライン調査及びエンドライン調査以外で、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。同提案に際しては別見積りとする。

様性主流化事例を確認の上、本業務におけるジェンダー・多様性主流化も検討すること。

第7条 業務の内容

【第1期契約期間：2023年5月～2025年5月】

(1) ワークプランの作成・協議、合意

詳細計画策定調査結果等を踏まえ、状況分析を実施し、実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン案（第1期原案）（英文）に取りまとめる。同プランを基にフィジー及びトンガ関係者及び機構（JICA人間開発部、フィジー事務所、トンガ支所）と協議し、本業務の全体像を共有する。

ワークプラン案（第1期原案）については、上記意見交換を踏まえてその修正版を作成し、関係者と協議、意見交換した上で、ワークプラン（第1期）として取りまとめ、合意する。

(2) モニタリングシートの作成・協議、合意

詳細計画策定調査時に策定したプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）、活動計画（PO）を基に、評価指標の目標値案、各成果達成のための活動計画の詳細案・修正案、モニタリング計画案を作成し、フィジー及びトンガ側関係者と協議、意見交換し、合意する。必要があれば修正版PDM、POを作成し、モニタリングシート（ver. 1）としてJICAフィジー事務所及びトンガ支所に提出する。特に、指標の設定について最新の情報を収集し、指標が妥当であるか協議の上、先方と合意する。PDMの「要約」部分に修正がある場合は、PDM改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

(3) 現状の把握（活動1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 3-1）

活動1-1, 1-2, 1-3において、COVID-19の影響を軽減する対策を含め、母子保健（フィジー）、NCDs対策¹¹（トンガ）及びそれぞれに関連する保健政策や指針、標準作業手順書を含む保健サービス提供に関する状況分析を行い、健康危機時に提供すべき保健サービスについて認識を共有する。なお、トンガにおいてはNCDの必須保健サービスパッケージを保健省でも検討中のため、既存の情報整理を行い、パッケージ策定に協力する。

活動2-1、2-2の人材育成については、母子保健サービス提供者（フィジー）及びNCDs対策サービス提供者（トンガ）の人材養成課程の情報収集・分析を行い、健康危機時に必要な知識やデジタル技術活用を含むよう人材育成の方法や研修モジュールに含まれるべき内容について関係者間で合意形成を行う。フィジー、トンガともに、保健人材は限られ、離職率も高い。オンラインでの教材・研修提供や、遠隔か

¹¹（詳細計画策定調査結果からの補足）新型コロナウイルス感染症への恐怖感から定期的に受診と薬の処方を受けることが必要なNCDs患者が、その受診を控えて症状が悪化してしまった、あるいは、国内に1か所の国立病院でコロナ患者の治療を集中的に行うために、一般外来診療を一時停止せざるを得ず、診断や受療が遅れたケース、適時のケアやアドバイスが得られなかったケース、継続服薬の処方が受けられなかったケース等があったと保健省から共有があった。そのため、本業務では地域でのアウトリーチやホームケアを中心としたNCDs対策保健サービス提供強化の支援をすることとなった。

らのスーパーバイズとモニタリング等、実際に人が移動できない状況でも、補完できる人材育成のモデル構築のための情報収集・分析を行う。本業務で取り組む人材育成手法については、それぞれの保健省と協議し、保健省が必要としている知識や技術の獲得ができるよう、オンライン研修、実施研修、ハイブリット研修の実施を想定する。既存の研修制度への組み込みにより持続性が図られることも検討する。フィジーで行われているJICAの保健分野案件である「生活習慣病対策プロジェクトフェーズ2」、「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」、「5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト」や、フィジーとトンガで実施した「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」の知見も活かす。

活動3-1においては、健康危機時における母子保健サービス（フィジー）及びNCDs対策サービス（トンガ）の提供を継続するデジタル技術特定のための調査を行う。両国ともにデジタルヘルス領域では多くの開発パートナーが新しいプロジェクトを実施中であり、詳細計画策定調査時から状況¹²が変わっている可能性もあるため、保健省のみならず、パートナー機関からも情報収集を行い、重複回避及び相互補完に努める。

（4）パイロットサイト等の選定（活動2-2、活動3-2）

本業務は最終的にフィジー及びトンガ全土で展開することを想定しているが、人材育成及びデジタル技術を活用したパイロット活動を行うために、プロジェクト序盤にパイロットサイトを選定する。パイロットサイトの選定は、実施機関等との協議を踏まえて決定する。第6条（8）でも既に述べているが、パイロットサイトは成果2及び成果3でそれぞれ選定することとし、成果2は1か所の地方自治体あるいは医療圏、成果3は1次医療施設2施設程度を対象とすることを想定している。最終的なパイロットサイトの選定は、C/Pとの協議を通じてサイト及び数を決定すること。なお、パイロットサイトが比較的都市部となった場合にも、将来的な離島での展開も念頭に情報収集を行い、研修方法や教材提供方法、モニタリング方法を検討・計画し、各パイロットサイトのワークプランをまとめる。

（5）人材育成モジュールの改定（モニタリング評価ツール含む）と指導者研修の実施（活動2-3, 2-4, 2-6）

活動2-3において、活動2-1及び2-2で明確になった課題に対し、フィジーの母子保健及びトンガのNCDs対策のための人材育成モジュールの見直しを行い、健康危機時にも必須保健サービスを継続的に提供するために必要な項目を整理してモジュ

¹²（詳細計画策定調査結果からの補足）フィジーにおける遠隔研修は、Zoomを使って定期的実施しており、内容は患者情報システム、デジタルヘルスリテラシーなど。UNFPAのビデオ会議設備寄付により首都の病院の地方の病院がビデオ会議を使ってトレーニングを行うことができるようになった。保健省のMoodleプラットフォームのモジュールは開発中であったが、COVID-19で頓挫した。再開すれば、主に人事・研修に使用する予定がある。保健省は、WHOの大洋州遠隔保健学習ネットワーク（Pacific Open Learning Health Net: POLHN）の看護師養成の講座を利用しているが、基本的なことに限られるので、フィジー特有のことについては、MoodleやZoomを活用して国内で開発する必要がある。

ールを改定し、研修実施方法について関係者間で合意形成を図る。既存の指導者用のマニュアルや教材等の改定が必要な場合には、それに対応する。また、モジュール改定時には離島などのアクセスが良くない場所でも使えるよう留意する。

活動2-4ではフィジー及びトンガにおいて、改定されたモジュールを使った指導者研修を実施する。既に他の研修で育成されている指導者を中心に、新しいモジュールを使った研修の実施、モニタリング、評価ができる人材育成を行う。研修スケジュールについても、既存の研修計画の中にコマを追加する等、研修内容の変更や追加に伴うロジ面での負担を最小限にするよう配慮する¹³。各国年間延べ50名程度の医療従事者がセミナーや研修を受講できるよう計画を立案する。また、活動2-5も含めた新しい人材育成研修実施の効果を測定するため、ベースライン調査を行い、導入した方法での研修の結果を評価するためのデータを収集する¹⁴。調査指標や項目については事前にC/Pと合意する。エンドライン調査の実施は第2期となる想定。

活動2-6で人材育成研修のモニタリングと評価のツールの整理及び改定、必要な項目の追加などを行い、新しく導入する研修システムに合致したモニタリングと評価ツールを作成する。なお、モニタリングと評価のツールは研修実施をしながら、2年に1度程度改定できるよう、政府の計画に含まれるように働きかけを行う。

(6) サービス提供を促進するためのデジタル技術の特定と研修の実施（活動3-3, 3-4, 3-5）

活動3-3では導入するデジタル技術（システムやアプリケーションなどソフトを想定¹⁵）を特定し、活動3-4で必要機器を含め導入を行う。活動3-1で収集・分析した国の法規制やデジタルヘルス戦略、政府から現場までの各レベルで使用しているシステムの状況、医療情報の電子化の状況、サービス提供に活用されている既存のデジタル技術の状況とその問題点、利用者のデジタルリテラシー等の精査のうえ、保健省と協議して決定する¹⁶。

デジタル技術を利用する対象は主に保健センターで実際に母子保健（フィジー）や、NCDs対策のためのアウトリーチ活動やホームケア（トンガ）を提供する医療従事者と想定している。ただし目的やニーズによってさまざまなツールの選択及び活用の検討が可能であり、C/Pとの協議で医療従事者以外が対象者となる場合には、その限りではないが、健康危機時に活用可能かを確認する。

また、C/Pとはインフラ整備や建造物の支援は本業務に含むことを想定していない

¹³ 人材育成の方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹⁴ ベースライン調査の方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹⁵ デジタル技術の選定は保健省との協議によって決定する。調査時点でのデジタル技術を用いて目指すべき方向性案：①保健センターから住民の状況をオンラインで確認できる、②外出先で取得したデータを入力して、保健センターに戻った際の報告書作成を効率化、③外出先に教材を運ばなくてもオンライン教材を使って健康教育が可能、④患者や住民の状況判断が現場だけでは難しい場合に、保健センターの別のスタッフや専門のスタッフに相談できる、⑤遠隔で受診が難しい人とオンラインでつながることで状況の把握ができる、⑥リマインド機能で定期的な受診が必要な人の受診を促す、など。

¹⁶ デジタル技術の活用をした保健サービス提供方法についてプロポーザルにて提案すること。

旨、R/D協議で合意している。支援の範囲についても持続可能性の観点も考慮に入れたうえで、初期の導入や研修に係る費用以外の、継続的にかかる費用については、基本的には先方政府負担ができる範囲の提案として、関係機関と予算確保についても合意すること。

活動3-5で、研修実施のためのツールを作成し、前項で設定したフィジー及びトンガのパイロット地域において研修を実施する。研修はオンラインと実施研修のハイブリットを考慮し、ロックダウンなどの際にも、新人研修やリフレッシュ研修が実施できる体制を整える。各国年間延べ50名程度の医療従事者がセミナーや研修を受講できるよう計画を立案する。また、既存の研修に上乘せする等の工夫をして、限られた医療従事者の現場での仕事の負担を最小限にするよう配慮する。さらに研修の効果を測定するため、実施の前後での変化がわかるよう、データとして記録を残し、モニタリングと評価に活かす。本活動は第2期も継続して行う。

(7) サービス提供の実施（活動3-6）

活動3-6では、パイロット地域において、研修を終えた医療従事者がデジタル技術を用いて、サービス提供を行う。デジタル技術を用いたサービスの効果を測定するため、ベースライン調査を行う。両調査で測定すべき項目について事前にC/Pと合意し、指標や測定方法など、効果を評価できる計画を整える。
本活動は第2期も継続して行い、エンドライン調査は第2期に実施を想定している。

(8) 研修評価と結果の反映（活動3-7, 1-4, 1-5）

活動3-7では、デジタル技術を活用した保健サービス提供のパイロット活動結果をもとに、研修方法やツールの見直しを行い、必要に応じて改定を行う。また、活動1-4で、既存の標準作業手順を健康危機時のサービス提供も考慮した視点でレビューを行い、必要箇所の改訂を行う。活動1-5では、パイロットの結果を元に、既存のガイドラインや政策への提言を取りまとめる。
本活動は第2期も継続して行う。

(9) 研修成果やベストプラクティスの共有を含む地域のネットワーク強化活動 (活動4-1, 4-2, 4-3, 4-4)

大洋州ではSPCやWHO等が既存のネットワーク枠組みを持っており、本プロジェクトの対象国も参加している。そのネットワークを活用し、本業務で実践した経験や教訓を他の島嶼国と共有し、ネットワーク強化に貢献する。母子保健やNCDs対策は大洋州各国が重視している保健課題であり、共通の課題として取り組むことが可能である。

活動4-1では既存のネットワーク枠組みにC/Pと共に参加し、活動について紹介し、効果的な貢献や連携の可能性を検討する。活動4-2では、フィジー、トンガ、ミクロネシア、キリバスの4か国での進捗共有や情報交換、好事例の共有を行う。活動4-3では、周辺国を交えての域内ワークショップの開催や域内研修の開催を通じて、より近い周辺国との経験共有を通じた協力を実施する。域内のワークショップや研修では、成果の進捗や好事例の共有、その分野での他の国の経験からのインプット等を検討する。活動4-4では、他国からの学びを活かし、健康危機時の保健サービス提供能力の強化に資する活動に取り込む。

本邦研修の実施も計画しているため、日本での健康危機時の必須保健サービス提供に関連する学びを各国で共有する場を設ける。

また、プロジェクト対象国合同の報告会に間接的受益国もオブザーバー参加する等、常に広域案件であることを意識した連携ができるよう配慮する。

なお、活動4-2及び4-3の対面での域内研修や域内ワークショップはフィジー及びトンガでそれぞれ第1期契約期間中1回とし、その他の追加の活動に関しては域内会議との日程を併せる、オンラインの活用など、効率的な実施方法を検討する。主催国以外のプロジェクト実施国3か国（各3名程度）及び間接的受益国10か国（各2名程度）からの参加を想定している。トンガ及びフィジーでの開催が重複しないよう、両国C/Pと協議のうえ、テーマ及び開催日程などを決定し、実施する。

成果4の各活動は第2期も継続して行う。

（10）業務進捗報告書の作成

契約第1期の活動状況を取りまとめ、業務進捗報告書として取りまとめる。

【第2期契約期間：2025年5月～2028年5月】

（1）ワークプランの作成・協議、合意

第1期契約期間の実績・教訓やフィジー及びトンガ側の政策・計画・意向を踏まえ、業務実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン案（第2期原案）（英文）に取りまとめる。

同プランを基に、C/Pと協議、意見交換し、プロジェクトの全体像の再確認、第2期の活動方針を共有した上で、ワークプラン（第2期）として取りまとめ、合意する。なお、第2期の業務実施の基本方針・方法の策定にあたっては、第1期に各パイロットサイトで作成されたワークプランの内容を反映するよう留意すること。

（2）人材育成のパイロットサイトにおける研修実施（活動2-5）

活動2-4で育成された研修指導者が新しい方式・ツールを用いて活動2-2で選択したパイロットサイトにおいて、研修を実施する。コンサルタントは活動計画に基づき研修が実施され、研修方法やツールが適正に活用されているか、改定への提言が抽出しやすいよう、フィジー及びトンガ国内で実施するセミナーや研修の実施等を通じてフォローアップを行う¹⁷。セミナーや研修の方式は問わないものの、各成果で各国年間延べ50名程度の医療従事者がセミナーや研修を受講できるよう計画を立案する。なお、セミナーや研修を計画する際には、保健省で実施する他のセミナーや研修計画を参照し、可能な限り同時開催する等、少ない医療従事者に負担が大きくなるような様、効率の良い実施方法を検討する。新たな人材育成研修の評価を行うため、エンドライン調査を実施する¹⁸。

¹⁷ 人材育成の方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹⁸ エンドライン調査の方法についてプロポーザルにて提案すること。

(3) 各パイロットサイトにおける提言のとりまとめ（活動1-4、1-5、2-6）

第1期から継続して行う活動1-4、1-5で、成果2及び3関連のSOP、ガイドライン、研修関連のツールの見直しを行い、健康危機時にも活用が可能なように、各保健施設の準備状況など含めモニタリング・評価ツールを含めた改訂案をとりまとめる。評価にあたっては、ベースラインとエンドライン調査の結果を活用する。コンサルタントは、新しい方法での人材育成及びデジタル技術を用いたサービス提供の状況を適切にモニタリング・評価できるよう支援するとともに、成果2の人材育成及び成果3のデジタル技術を活用した保健サービス提供の試行後に、エンドライン調査として介入活動の効果検証を行う。その際は統計学的手法を用いるなど工夫すること¹⁹。

(4) 各パイロットサイト活動からの提言と展開（活動2-7、3-8、3-9、4-2、4-3）

活動2-7、3-8、3-9各パイロットサイトにおける新しい人材育成及びデジタル技術を用いた保健サービス提供の試行的な実施や、そのモニタリング・評価結果を踏まえて、健康危機時にも必須保健サービスを継続できる人材育成及びデジタル技術を活用した保健サービス提供の方法をモデルとして最終化し、文書化する。他地域へのモデルの展開を行い、他地域への展開のための教訓及び提言を作成する。活動4-2、4-3で最終化されたモデルや教訓、示唆、ベストプラクティスなど、提言も含めて他のプロジェクト実施国（キリバス・ミクロネシア）や間接的受益国に発信するための域内セミナーや域内研修を開催する。域内セミナーや域内研修はフィジー及びトンガにおいて、それぞれ第2期契約期間中に1回実施を想定する。主催国以外のプロジェクト実施国3か国（各3名程度）及び間接的受益国10か国（各2名程度）からの参加を想定している。トンガ及びフィジーでの開催が重複しないよう、両国C/Pと協議のうえ、テーマ及び開催日程などを決定し、実施する。

(5) 業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、業務完了報告書として取りまとめる。

【全契約期間を通じての業務】

(1) 合同調整委員会（JCC）の開催

フィジー及びトンガにおいて少なくとも年に1回JCCを開催し、モニタリングシート等を用いて業務の進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針についてC/Pと協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ（英文）に取りまとめ、C/Pの確認を得る。

¹⁹ エンドライン調査の方法についてプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

業務の進捗をモニタリングするため、6か月に1度の頻度でモニタリングシート（英文）を先方実施機関と共同で作成し、JICA フィジー事務所及びトンガ支所経由でJICA 人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。業務終了前には、両国にてC/PとともにJCCで合同レビューを行う。なお、PDMの「要約」部分に修正がある場合は、PDM改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

(3) 本邦研修の実施

C/Pに対し本邦研修を実施する²⁰。第6条（12）の項目で既に述べているように、研修対象者、研修受入れ機関、研修内容等を「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022年4月）（2022年10月追記版）を参照の上、研修開始4.5か月前までにJICAに提示すること。

本邦研修にかかる受入業務、監理業務はJICAで対応し、本契約では実施業務（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）を行う。

また、2年目から4年目は課題別研修への上乗せという形でC/Pに本邦研修の機会を提供する。コース選択や人選など、C/P、事務所、JICA本部と調整を行うこと。

(4) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をフィジー・トンガ・日本国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部およびフィジー事務所、トンガ支所と協議の上、広報に努めること。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	両国併せて和文：3部
	ワークプラン（第1期）	業務開始から約3ヵ月後	フィジー・トンガそれぞれ英文：データ提出

²⁰ 本邦研修の実施業務内容についてプロポーザルにて提案すること。

	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	フィジー・トンガ それぞれ英文：データ提出
	業務進捗報告書（第1期）	第1期契約終了時	フィジー・トンガ それぞれ 和文：データ提出 英分：データ提出 CD-R（和）：3枚 CD-R（英）：5枚

第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	フィジー・トンガそれぞれ和文：3部
	ワークプラン（第2期）	業務開始から約3ヵ月後	フィジー・トンガそれぞれ英文：データ提出
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	フィジー・トンガそれぞれ英文：データ提出
	業務完了報告書	第2期契約終了時	フィジー・トンガそれぞれ和文：4部 英文：8部 CD-R（和）：3枚 CD-R（英）：5枚

報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

業務完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制（C/Pの実施体制も含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画

- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑩ その他必要事項

2) モニタリングシート

規定の様式に従って作成

3) 業務進捗報告書/業務完了報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（第1期のみ）
- ⑦ 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。） a) PDM（最新版、変遷経緯） b) 業務フローチャート c) 詳細活動計画 d) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版） e) 研修員受入れ実績 f) 広域セミナー・研修、遠隔研修、セミナー実施実績（実施した場合） g) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む） h) JCC議事録等 i) その他活動実績

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務進捗報告書/業務完了報告書に添付して提出する。

- 1) 健康危機時のサービス提供に関連する政策及びガイドライン等のリスト（成果1 関連）
- 2) 健康危機時に保健サービス提供を継続するためのガイドライン案や政策案（成果1 関連）
- 3) 人材に係る育成に関する計画書（マニュアル、研修教材含む）（成果2 関連）
- 4) デジタルヘルス活用計画（マニュアル、研修教材含む）（成果3 関連）
- 5) 各パイロットサイトの状況調査・分析結果（ベースライン調査及びエンドライン調査の結果含む）（成果2、3 関連）
- 6) 大洋州地域ネットワークの活用を通じた各国の保健システム強化に向けた提言（教訓や優良事例含む）（成果4 関連）

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタン

ト業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	成果2、成果3のベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法	第6条 実施方針及び留意事項 (13) 現地再委託 第7条 業務の内容 第1期(5)人材育成モジュールの改定 (モニタリング評価ツール含む)と指導者研修の実施 第2期(2)人材育成のパイロットサイトにおける研修実施
2	両国の優先分野(フィジー:母子保健、トンガ:NCDs対策)に関連した人材育成の方法(成果2関連)	第6条 実施方針及び留意事項 (10) デジタル技術を活用した人材育成と保健サービス提供 第7条 業務の内容 第1期(5)人材育成モジュールの改定 (モニタリング評価ツール含む)と指導者研修の実施 第2期(2)人材育成のパイロットサイトにおける研修実施
3	目的に沿ったデジタル技術を活用した保健サービス提供の提案(成果3関連)	第6条 実施方針及び留意事項 (10) デジタル技術を活用した人材育成と保健サービス提供 第7条 業務の内容 第1期(6) サービス提供を促進するためのデジタル技術の特定と研修の実施

4	本邦研修の実施業務内容（研修内容案・日程案・カリキュラム案）	第6条 実施方針及び留意事項 （12）本邦研修の実施 第7条 業務の内容 全契約期間を通じての業務 （3）本邦研修の実施
5	ベースライン調査及びエンドライン調査以外で、現地再委託の提案（ある場合）	第6条実施方針及び留意事項 （13）現地再委託

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：保健サービス提供能力強化を含む保健システム強化関連業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／保健システム強化
- 母子保健（フィジーのみ担当）
- NCDs 対策（トンガのみ担当）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 50. 80人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健システム強化）】

- ① 類似業務経験の分野：保健システム強化関連業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：母子保健】

- ① 類似業務経験の分野：母子保健サービス提供関連業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：NCDs 対策】

- ① 類似業務経験の分野：NCDs 対策関連業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。
(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2023年5月に開始し、2028年5月に終了予定で、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期：2023年5月～2025年5月
- ・ 第2期：2025年5月～2028年5月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 104.10人月（現地：101.00人月、国内3.10人月）

本邦研修（または本邦招へい）を含む場合、以下を追加：「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.8を含む（本経費は定額計上に含まれる）」

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。なお、フィジー及びトンガのモニタリング評価/研修計画は、1名が両国を兼務することも可能です。

- ① 業務主任者/保健システム強化（1号）
- ② モニタリング評価1/研修計画1（フィジーのみ担当）

- ③ モニタリング評価 2 / 研修計画 2 (トンガのみ担当)
- ④ 母子保健 (3号) (フィジーのみ担当)
- ⑤ NCDs 対策 (3号) (トンガのみ担当)
- ⑥ デジタルヘルス

3) 渡航回数を目途 フィジー全40回、トンガ全30回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、業務実施の効率化の観点から、日本に帰国せずに、フィジーとトンガ間の移動を行う計画も可能です。

プロジェクトを円滑かつ効率的に実施するため、従事者の要員計画については、それぞれの現地業務を細切れにしすぎないように留意してください。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 成果2及び成果3のベースライン調査
- 成果2及び成果3のエンドライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査結果 (フィジー、トンガ)
- R/D (フィジー、トンガ)

2) 公開資料

- 事業事前評価表
フィジー
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2004840_1_s.pdf
トンガ
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2004794_1_s.pdf
- 大洋州地域母子保健・地域保健に関する情報収集・確認調査最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12358263.pdf>
- 栄養プロフィール
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/more.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）渡航前の事前準備（両国共通）

各国の「行動規範」に関わらず、全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底下さい。また、3 か月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出ください。また、JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練

（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）をご確認の上、ご自身の渡航先に応じた JICA 安全対策研修を受講ください。また、JICA 役職員及び長期専門家・ボランティア等、JICA による赴任前研修の一環として安全対策の講義を受講した方については本研修の受講義務はありませんが、安全対策にかかる知見を深めるために追加的にご受講頂いても結構です。

JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）を入手するようお願いいたします。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報

（<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>）と併せてご利用ください。

2）フィジー

【渡航条件】

①業務渡航の条件

業務によるフィジー渡航にあたっては滞在期間にかかわらず、フィジー外務省・入国管理局へ入国者情報の事前提出が必要なため、出発日の 3 週間前までに、「フィジー渡航に係るご案内」に記載の必要書類（渡航目的、日程、移動手段、宿泊先、連絡先、通信手段等の情報を含む）を事務所担当者又はフィジー事務所代表アドレスへ送付する。

②一般渡航の条件

本邦及び第三国から渡航する場合は、フィジー事務所宛てにメールもしくはポータルシステムにより渡航の 2 週間前までに渡航目的、日程、移動手段、宿泊先、連絡先、通信手段等を連絡する。フィジーに派遣中の関係者は、次項 2.（3）を参照。

【渡航準備・留意点等】

①渡航前に「フィジー国安全対策マニュアル」等を熟読し、渡航中はそれらに記載された事項を遵守する。 ※スバ、ラウトカ、ナンディ等都市部やビーチなどの観光地を中心にすり、ひったくり、暴行、薬物犯罪、住居侵入、性犯罪等が多く発生し、日本人も被害に遭っている。滞在にあたっては安全対策の 3 原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底し、各自が周囲の治安情勢について情報収集を行うとともに、危機管理意識を高く持つこと。

②渡航先は、必ず携帯電話が通じる地域に限定し、不測の事態に対応できるよう

にする。業務上やむを得ない場合は、衛星携帯電話を貸与することで携帯電話の通じない場所への渡航も認める。

③首都スバ市から 50km 以上離れた場所へ移動する際は、移動届をフィジー事務所へ事前に提出する。提出時期の目安は以下のとおり。① フィジーに派遣中の関係者については、都市部（ラウトカ、ナンディ、シンガトカ、バ、タブア、ラキラキ、ランバサ、サブサブ、レブカ）等、スバからアクセスが容易 又は定期的な交通手段が確保可能な地域等へ移動する際は、3 営業日までに提出する。② 第三国からの一般渡航者及び上記①以外の村落地域や離島部へ訪問・滞在するフィジー派遣中の関係者について、事前に渡航先の安全事情や移動手段の確認、衛星電話の 貸与等の事前安全対策の検討・実施を行う必要があるため、2 週間前までに提出する。村落部への訪問・滞在については、旅行代理店等主催によるヴィレッジ・ツアー等への参加もしくは C/P 等信頼できる現地関係者が同行し、移動及び通信手段が確保され、渡航中の安全が確認できると判断される場合可とする。

④SIM カード購入またはローミング・サービス手続き等により、現地での携帯電話番号を 確保し、フィジー事務所へ連絡する。携帯電話は常に携帯し、確実に連絡の取れる体制 を構築する。

⑤都市間を運行するミニバス（10 名程度が乗れるバン）の利用は行わず、Sunbeam や Pacific 等の主要長距離バス会社又はハイヤーを利用する。

⑥夜間の移動は交通事故のリスクが非常に高いため、夜間（日の出前・日没以降）の 50km 以上の車両による移動は禁止とする。

⑦夜間（日没以降）の徒歩移動は禁止とする。近距離でも必ずタクシー等を利用し、ドアツードアの車両移動を行うこと。

⑧海上活動を行う場合は、事前にフィジー事務所へ海上活動届（移動届と同様式）を提出する。船、ボートによる移動の場合、旅客定員が守られているか、救命具が備えられているかを確認する。また、夜間（日没～夜明け）や悪天候時、その他危険と考えられる 状況が想定される場合には海上活動を避けること。

⑨女性の服装はできるだけ肌の露出を避け、目立たない服装とする。

⑩スバ市内の海沿いにある Stinson Parade 沿いのレストランは犯罪が多発する沿岸エリアに位置し、店前に駐車スペースがなく、車の待ち時間や乗降時を狙った犯罪被害が多く発生しており、過去に多くの邦人も被害に遭っていることから、昼・夜、時間帯を問わず利用禁止とする。

⑪関係者の安全確保のため、サイクロン、選挙期間等治安状況を左右する可能性のある 時期においては、渡航目的や必要性、喫緊性を勘案し、事務所から渡航の取り止めを指示する場合は、それに従う。

3) トンガ

【業務渡航・一般渡航の条件】

トンガ支所代表アドレスもしくはポータルシステムで一週間前までにトンガ支所宛、渡航者情報、日程、移動手段、宿泊先、及び滞在中連絡先を連絡する。

【行動規範】

①SIM カード購入またはローミング・サービス手続き等により、現地での携帯電話番号を確保する。

②携帯電話番号を入手次第、トンガ支所に連絡する。

③渡航先は、必ず携帯電話が通じる地域に限定し、不測の事態に対応できるよう

にする。

④夜間の移動は極力避ける。

⑤移動手段については事務所へ相談のうえ決定すること。船、ボートによる移動の場合、旅客定員が守られているか、救命具が備えられているかを確認する。

⑥女性の服装はできるだけ肌の露出を避け、目立たない服装とする。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本業務における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積

にて提出。

【上限額】

419,393,000円（税抜）

なお、定額計上分 59,540,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ベースライン調査（フィジー・トンガ）	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（13） 現地再委託	9,000,000円	2カ国での成果2及び成果3のベースライン調査費一式	現地再委託
2	エンドライン調査（フィジー・トンガ）	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（13） 現地再委託	9,000,000円	2カ国での成果2及び成果3のエンドライン調査費一式	現地再委託
3	本邦研修（フィジー・トンガ）	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（12） 本邦研修の実施	7,540,000円	(1) 報酬計0.8人月（受入期間の業務人月：母子保健（3号）、NCDs対策（3号）を想定。） (2) 直接経費（技術研修一式）	(1) 報酬 (2) 国内業務費

4	域内研修（フィジー・トンガ）	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（2）業務の実施（運営）体制、（3）間接的受益国との関わり	12,000,000円	フィジー・トンガそれぞれ1回/期*2期（計4回）。14か国からの参加者旅費、日当、宿泊、会場借り上げ費	一般業務費 -セミナー等実施関連費
5	成果2 遠隔研修教材開発	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（5）人材育成モジュールの改定（モニタリング評価ツール含む）と指導者研修の実施（活動2-3, 2-4, 2-6）	11,000,000円	フィジー・トンガにおける成果2（遠隔研修教材開発）関連費用	一般業務費 -セミナー等実施関連費
6	成果3 アプリ開発	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（6）サービス提供を促進するためのデジタル技術の特定と研修の実施（活動3-3, 3-4, 3-5）	11,000,000円	フィジー・トンガにおける成果3（アプリ開発）関連費用	一般業務費 -雑費
合 計			59,540,000円		

（5）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

フィジー：スバ - ナンディ - ソウル - 成田、スバ - ナンディ - 成田、ナンディ - ソウル - 成田（香港、ブリスベン、オークランド、シドニー経由も可）

トンガ：ヌクアロファ - オークランド - 成田（ナンディ、香港経由も可）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／保健システム強化</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>フィジー母子保健</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>トンガ NCDs 対策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上